

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成21年3月26日(木) <時 間>13:30～15:40 <場 所>新館4階 第2委員会室	<傍聴人数> 0名 <傍聴室> 新館4階 第2委員会室
山口委員長	公開の別		
承認	公開		

<名称> 平成20年度第2回岸和田市自治基本条例推進委員会(第2期)

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況) ○は出席、■は欠席

山 口	松 村	小 幡	西 出	木 下	植 田	杉 本	雨 田	数	稲 富	神 谷	ノ 野	次 井	中 村	橋 本
○	○	■	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○

事務局)企画課:西川課長、梶野主幹、菅本主査、陣川

関係課)広報公聴課:小堀課長・改革推進室:小口室長、西川担当長

総務管財課:寒川担当長

<議題>

- ・委員(2名)の辞任について
- ・建議に対する各課からの回答について報告
- ・自治基本条例推進委員会作業部会の報告
- ・委員会の進め方について

<概要>

- 委員(2名)の辞任について
 - ・小幡委員について、4月1日より国の公害健康被害補償不服審査会委員に着任されることになり、複数の委員を兼務できない事情から、自治基本条例推進委員会委員を辞任する意向の連絡があった。
 - ・小林委員について、岸和田市の他の審議会ですでに委員に任命されていることが判明したため、先に任命を受けた審議会へ参画していただき、自治基本条例推進委員会委員は辞退していただくことで了承を得た。今後、審議会の委員を重複選任しないよう、庁内での調整に努めていく。
 - ・小林委員の後任については、当初6名の公募市民委員を選任するところ、7名を選任した経緯があり、追加公募は行わない。小幡委員の後任については、早急に学識経験者の選任を行う。
- 建議に対する各課からの回答について、別添資料「第1 自治基本条例の各条項について」に基づき説明を行う。
- 自治基本条例推進委員会作業部会について、別添資料「岸和田市自治基本条例推進委員会第2回作業部会概要」他に基づき報告を行う。
- 委員会の進め方について、別添資料「岸和田市自治基本条例と他市自治基本条例の条項比較表」に基づき事務局より提案した後、質疑応答を行う。

●質疑応答

(委員)

調査報告のなかで、回答された課の合計数が表示されているが、どの課がどういう回答をしたのか、詳細なデータを提示してほしい。

(事務局)

調査報告についての全データを提示することは可能であるが、建議に対する第1回目の調査であり、各課がどれだけ自治基本条例を認識して回答しているのかは疑問である。担当者の個人的な意見と見受けられる回答であったり、ヒアリングによって当初の回答とは異なる回答になることもあったりするので、今後にも必要な部分について各課にヒアリングを行い、回答を整理した上で、データを提示したい。

(委員)

自治基本条例は岸和田市の憲法として位置付けられているものであり、事務局の企画課がしっかりと市職員に対する意識付けを行ってほしい。

(事務局)

本年5月に、自治基本条例の一層の周知を行う目的で、全職員対象の研修を開催する。また、自治基本条例に対する認識度調査を全職員に対して行う。

そしてこのような研修等により、職員の意識向上を促した上で、必要な部分について再度ヒアリングを行い、各課に取り組みを求めていくという対応をしていきたい。

(委員)

ヒアリングについて、各課の誰に対して行ったのか。また調査報告の中で、「要・不要」や「はい・いいえ」などの回答をした課の数を合計しても64課にならないのはなぜか。

(事務局)

ヒアリングは各課の課長と担当者に対して行った。未回答欄のある課もあるため、合計数が一致しない。必要な部分は随時ヒアリングを実施して各課に確認する。

(委員)

地域経営システムとはどういったものか。

(事務局)

まず補足であるが、今日は建議に対して各課に照会をかけて、その回答を得たという報告をさせていただいた。建議の進行管理については、今期の推進委員会で今後ずっと検討していく。個々の部分については具体的にこれからデータを出していくということになり、各課が提出した回答についても明らかにしていく。また、こちらが意図するような回答を得られなかった部分については、個々にヒアリングをしながら十分調整した上で報告させていただきたい。各課がどういう理由でそのような回答をしたのかも示し、それを踏まえて今後の推進委員会の進め方を議論したい。

ご質問の地域経営システムについて、財政状況が豊かであれば、あれもこれもと色々な事業を実施できたが、財政状況が非常に厳しい現状では、優先順位を付けて事業を選択していかなければならない。その優先順位を付ける手段として行政経営システムの構築が必要となる。これは何を重点的にやっていくのか、それを実際にどんな形で行われているのか、それがどんな判断で行ったのか、どんな成果があるのかを客観的に判断するために、成果指標を設定したり、行政評価を行う。そしてそのために個々の事業にかかる人数や予算について明らかにする。つまり何を優先的にやっていくのかということ客観的に判断できるシステムを作っていこうとするのが行政経営システムである。加えて、岸和田の地域資源、たとえばボランティア団体やNPO団体等の市民の力をどういう形で有効に活用できるのかまでを考

慮していくのが地域経営システムである。この地域経営システムを今年度構築していく予定である。

また 9 月議会で自治基本条例の周知に向けた取り組み状況についての質問があった。第 1 期推進委員会の取り組みと、出前講座や研修による周知を行った旨の回答を行ったが、まだまだ不十分ではないかということで、新しい取り組みを検討していくという回答も行った。そして、3 月議会で今後の取り組みについての質問を受けたので、人事研修や市民向けフォーラムを開催する意向との回答を行った。市職員に対しては、自治基本条例の認識度を調査するため、各課で自治基本条例を推進する担当者を選出してもらい、調査を実施していきたい。

< 作業部会報告 >

(委員)

建議の進行管理において、必要に応じて関係課には作業部会へ参加してもらえると認識しているが。

(委員長)

個別の施策について検討しようとなると、推進委員会だけでは不十分であるので、作業部会で検討していただき、関係課からも参加してもらって、色々な資料をいただいた方が作業しやすいと思うので、そのようにしてもらいたい。

< 今後の進め方 >

(委員長)

別添資料の企図は、他の自治体の自治基本条例を参考に、全国的な動きを見て、岸和田市自治基本条例の改正を検討してはどうかということか。

(事務局)

自治基本条例第 33 条に見直し規定がある。岸和田市より後に制定された他市の自治基本条例で、岸和田市にはない新しい内容の条項なども参考にしながら、岸和田市自治基本条例の見直しの参考にさせていただければと考えている。

(委員長)

条例の改正だけではなく、建議のフォローアップも重要な課題である。今後 1 年数ヶ月の中でどのようなテーマに絞ってやっていくのか議論したい。

(委員)

まずは、建議のフォローアップと前期推進委員会の積み残し課題について取り組みたい。施策条例が抜けているということがあったが、条例制定を各課に任せておけばいいのか。進行状況の確認を推進委員会として行っていかなければならない。

(副委員長)

議会基本条例について制定予定とあったが、制定途中で議会基本条例検討委員会と我々との議論は可能か。

建議に対する各課からの回答で「不要」というものについては、なぜ不要なのかの理由を知りたい。

(委員長)

ヒアリングの結果、取り組み状況に動きのあるところや、少し動きは遅くても別途委員会を設けて進み始めているところもある。また建議にかかわらず不要だという意見もあった。このヒアリング結果を事務局はどう受け止めたのか。

（事務局）

認識がかなり低いというのが実感。ヒアリングの場で、関係課には説明責任が伴うことを伝えており、「条例化」の建議に対して「要綱で対応する」と回答した課については、必要に応じてこの場でその理由を説明していただけるよう依頼をしている。

市職員対象の人事研修を行う予定であるが、その結果どれだけ意識が向上したのかを確認する必要があるので、研修後、再度調査することを検討している。

（委員長）

各課からの回答について、この推進委員会として継続して議論が必要なものと、そうでないものを分けていきたい。建議に対して何も取り組みがない課は、今期の推進委員会で再度建議をしてもまた取り組みがないということも考えられるので、前期推進委員会のフォローアップは十分やっていきたいと考える。

それでは項目ごとに見ていく。

男女共同参画 ○

子供 要綱で対応の内容を確認したい

高齢者 ×か

障害者

議会 ○ 動きがある

スペシャリスト、人事考課 内容をもう少し詳しくみたい

作業手順書 課でひとつ作ったら可なのかという疑問があるので要検討

公益通報、不当要求 公益通報の部分について必要性を今後検討

コミュニティ条例、地区市民協議会、協働 × もう少し検討

意見聴取 ○

市民周知 ○

審議会・公募委員、傍聴 ○

情報共有 「今後の検討」状況を推進委員会に報告する

個人情報・セキュリティ ○

災害時 要援護者登録制度と聴覚障害者の課題について報告されたい

説明責任 統一的基準は必要

総合計画 ○ 現在進行中

組織 地域経営システム構築の経過を報告されたい

法務 作業手順書、法務、法令遵守をからめて検討

財政

外部評価 検討状況を地域経営システムの進捗と合わせて報告

（委員）

作業手順書は庁内でどういう位置付けになっているか。個人のメモ程度のマニュアルなのか、課の正式なマニュアルとして存在しているのか不明である。

（委員長）

ヒアリング等を通じてきめ細かく調査していただきたい。

（委員）

作業手順書を作らない理由に「初めての部分が多く」とあるが、どういう意味か。

（事務局）

東岸和田周辺整備課の回答である。新たに事業を起こしていつている課なので、これまで

の経験に頼れない新しいことが、日々起きているということである。

(副委員長)

作業手順書についてはコンプライアンス(法令遵守)の側面があるので、そのあたりも含めて確認したい。

(委員長)

公益通報と不当要求については、不当要求の回答しかないようだが、公益通報に関する調査は如何。

(事務局)

公益通報については今回調査しなかったので、今後追跡調査していきたい。

(委員長)

コミュニティ条例に関してはどのような質問の仕方だったのか。

(事務局)

調査は全課に対して一律に行っているが、実際コミュニティにかかわるのは企画課と自治振興課が中心になるので、自治振興課と協議をしているところである。

国でコミュニティ基本法の動きがあるが、まだ具体的ではない。建議ではコミュニティの理念ということで条例が必要であるということだが、町会などの地縁組織の動きやテーマ型の市民活動団体の活動に沿ったものになるかどうか疑問であり、それも含めて自治振興課と企画課とで話を詰めていきたいと考えている。

(委員)

担当課で不要であると考えていることでも我々には必要と思うこともあるので、ヒアリングを踏まえた詳しい調査結果を出していただいて、作業部会で検討していきたい。

(委員)

コミュニティに関して、27課がコミュニティ条例不要との回答であったが、これではコミュニティ活動自体が否定されているように感じる。

(事務局)

今回の調査では「コミュニティ条例が必要か」という質問であった。条例は不要との回答があったが、決してコミュニティを否定しているわけではない。例えば16条の協働については、公民協働推進の指針に基づいて協働についての取り組みを行っているところである。

岸和田市としてはコミュニティを推進していく方向であるが、コミュニティ条例の制定については、条例の要否、条例で定めないといけないのかという議論が必要になってくる。

各課が不要と回答した理由などについては、作業部会で説明したい。

(委員)

コミュニティという言葉の意味が分からず、そのような回答をしているのではないか。自分自身はコミュニティ条例の必要性を感じている。

(委員)

情報の共有で、「今後検討」とあるが、今後とはいつからか。

(事務局)

担当課である広報公聴課にヒアリングを実施したところ、この4月から検討するという回答であった。

(委員)

災害時要援護者登録は登録が目的になっている。本来はその対応が目的であるべき。

(委員長)

課題について障害福祉課、危機管理室、企画課の3者で打ち合わせた結果と災害時要援護

者登録事業が現状どうなっているのかの報告をいただきたい。

（事務局）

説明責任について、広報やホームページでの対応はほとんどの課で行っているが、果たしてそれだけで情報の共有といえるのか疑問である。

（副委員長）

各課が判断する上での統一的基準が必要と考える。

（委員長）

他市の自治基本条例には苦情処理の条項があるので、それを参考にしながら統一的基準について検討願いたい。

（委員）

広報やホームページ以外の説明責任を果たすための手段についても考えてほしい。

（委員）

法務については、課の中で法務に明るい人材が法規担当の役割を担い、各課における法規事務についての全庁的な調整役を担ってほしいという思いで建議したのであって、人材不足を理由に法規担当の職員を配置することはできないという回答は趣旨が違うのでは。

（委員長）

現状の法規担当集中型というのは自治体規模からこれで良いと思われるが、それで解決というのではなく、集中しつつ、問題があれば連携できるようなシステムづくりが必要である。

（委員）

財政について、補助金の見直し等対外的な事業の見直しは図っているところであるが、庁内の事業についての見直しも必要ではないか。

減らすだけの数値目標では意味がなく、生み出すことも考えていかねばならない。

（委員長）

岐阜県の多治見市が財政健全化に関する条例を制定している。そういったところも踏まえて検討してはどうか。財政健全化法の中で、連結決算の議論もあったが、そういったものも踏まえて検討してはどうか。

（委員長）

今後の進め方として、建議のフォローアップを行う中で、他市の自治基本条例に関連しているものを参考に、岸和田市の自治基本条例の見直しも行う。しかし、建議の中からは他市の自治基本条例に行きつかないものもあるので、それについては別の視点で岸和田市の自治基本条例を見ていくということもしたい。そういった作業をこの委員会で行っていきたいと思うがよろしいか。

（全委員）

了承

（委員長）

それでは、これで本日の委員会は終了する。

● 今後の会議日程

第3回自治基本条例推進委員会（第2期）7月3日（金）13:30～ 場所未定